

## 多気町生ごみ処理機械購入費補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、多気町補助金等交付規則（平成18年多気町規則第37号。以下「規則」という。）に基づき、一般家庭から出るごみ（台所から出るごみ。以下「生ごみ」という。）の自家処理を促進することにより、生ごみの減量化を図るため運用上の必要事項を定めるものとする。

(購入)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条の規定による補助金交付決定通知後に購入しなければならない。

2 前項の交付決定を受けた者は、決定日の翌日から起算して2箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに購入しなければならない。

3 前項の期間内に購入しなかった場合には、補助金交付決定は、その効力を失う。

(補助金の請求)

第3条 補助金の請求をする場合は、規則第8条の規定による実績報告とあわせて生ごみ処理機械購入費補助金交付請求書（別記様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書

(2) 購入を証する書類（氏名、年月日、金額、購入機種が明示されたもの）

2 前項の実績報告及び請求は、購入後1箇月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(設置者の義務)

第4条 補助金の交付を受け設置した者は、常に良好な状態に保持できるように維持管理を行い、騒音、悪臭等により近隣の居住者に迷惑をかけないように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の多気町生ごみ処理機械購入費補助

## 多気町生ごみ処理機械購入費補助金交付要綱

金交付要綱（平成11年4月1日施行）又は勢和村生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成11年勢和村要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。